

社会福祉法人現況報告書

平成 26 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	都道府県							
法人名	社会福祉法人 東北赤松福祉会	主たる事務所の所在地	〒 039 - 2634 青森県上北郡東北町宇往来ノ下34番地	電話番号	0175 - 62 - 2712	FAX番号	0175 - 62 - 2712	
ホームページアドレス		メールアドレス	smiles.popura-welfar@piano.ocn.ne.jp	設立認可年月日	昭和49年4月1日	設立登記年月日	昭和49年11月14日	
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日			
	沼山 喜久男	公表 73	公表 青森県上北郡東北町宇往来ノ下31-3	園長	平成25年4月21日			

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種	保育所	公表	青森県上北郡東北町宇往来ノ下34	昭和49年4月1日	50名		
老人福祉	第一種							
	第二種	老人デイサービス事業	公表	青森県上北郡東北町宇往来ノ下33-3	平成14年4月1日	33名		
		認知症対応型老人共同生活援助事業	公表	青森県上北郡東北町宇往来ノ下33-3	平成15年4月1日	18名		
		小規模多機能型居宅介護事業	公表	青森県上北郡東北町宇往来ノ下33-3	平成19年4月1日	25名		
		認知症対応型老人共同生活援助事業	公表	青森県上北郡東北町宇往来ノ下33-3	平成25年4月1日	8名		
		老人居宅介護等事業	公表	青森県上北郡東北町宇往来ノ下33-3	平成23年4月1日			
障害者福祉	第一種							
	第二種	障害福祉サービス事業	公表	青森県上北郡東北町宇土場35	平成23年12月1日	15名		
		障害福祉サービス事業	公表	青森県上北郡東北町宇土場35	平成25年5月1日	10名		
その他	第一種							
	第二種							

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業	1	居宅介護支援事業所ぽぶら	青森県上北郡東北町宇往来ノ下33-3	平成14年4月1日	
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業					
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業					
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

Ⅲ 組織

理事	定員	現員															理事会への出席回数
	6	6															
	役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				
					親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし	
	理事長	沼山 喜久男	ボプラ保育園園長	25.4.21 ~ 27.4.20	○					○		○				○	3
	理事	鶴ヶ崎 長福	農業	25.4.21 ~ 27.4.20					○							○	2
	理事	乙供 房子	主婦	25.4.21 ~ 27.4.20					○							○	3
	理事	立崎 由紀夫	ぽがらのもり太陽所長	25.4.21 ~ 27.4.20						○						○	3
	理事	沼山 浩幸	ソーラービジネスセンター(ぽがら)所長	25.4.21 ~ 27.4.20	○					○		○				○	3
	理事	甲地 俊隆	農業	25.4.21 ~ 27.4.20					○							○	3
監事	定員	現員															理事会への出席回数
	2	2															
	氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬					
			財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり		支給なし					
			公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他											
	木津 繁美	自営業	25.4.21 ~ 27.4.20							○				○	3		
	乙部 武信	農業	25.4.21 ~ 27.4.20							○				○	3		

理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項	
	平成25年5月28日	6	0	有	・平成24年度事業報告及び決算報告について ・ぼぶら介護支援センタースプリングラー設置工事完了について	
	平成25年12月20日	8	0	有	・平成25年度補正予算について ・平成25年度青森県保育士等処遇改善臨時特例事業について ・給与規程変更について ・平成25年度指導監査結果について ・第二ぼぶらのもり太陽整備及び運営状況について	
	平成26年3月28日	8	0	有	・平成25年度補正予算について ・平成26年度当初予算について ・評議員の選任について ・平成25年度指導監査結果について ・自己評価について ・保育園就業規則変更について ・保育園給与規程の初任給について ・職員状況について	
評議員会	開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項		
	平成25年5月28日	10	有	・平成24年度事業報告及び決算報告について ・ぼぶら介護支援センタースプリングラー設置工事完了について		
	平成25年12月20日	12	有	・平成25年度補正予算について ・平成25年度青森県保育士等処遇改善臨時特例事業について ・給与規程変更について ・平成25年度指導監査結果について ・第二ぼぶらのもり太陽整備及び運営状況について		
	平成26年3月28日	12	有	・平成25年度補正予算について ・平成26年度当初予算について ・評議員の選任について ・平成25年度指導監査結果について ・自己評価について ・保育園就業規則変更について ・保育園給与規程の初任給について ・職員状況について		
監事監査	監査年月日	監査者		監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	平成26年5月23日	木津繁美・乙部武信		有	特になし	特になし

IV 資産管理

IV 資産管理				平成 26 年3月31日現在					
不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無	
基本財産	土地	青森県上北郡東北町字往来ノ下33-3	2632.3	5,500					
	建物	青森県上北郡東北町字膳前56-1	967.17	3,290	平成19年4月10日	34,900	(独)福祉医療機構	15年	
		青森県上北郡東北町字膳前56-8	858.67	2,500	平成25年1月25日	5,200	(独)福祉医療機構	15年	
		青森県上北郡東北町字往来ノ下34	547.30	75,580					
		青森県上北郡東北町字往来ノ下33-3	434.38	92,444	平成14年9月17日	34,900	(独)福祉医療機構	20年	有
		青森県上北郡東北町字膳前56-1	425.37	51,595	平成19年4月10日	34,900	(独)福祉医療機構	15年	有
		青森県上北郡東北町字膳前56-1,56-8	731.59	96,600	平成25年1月25日	52,000	(独)福祉医療機構	15年	有
		青森県上北郡東北町字膳前56-9	46.37		平成25年1月25日				
		青森県上北郡東北町土場35	49.68	3,937					
	青森県上北郡東北町土場35	49.68	3,937						
運用財産	土地	青森県上北郡東北町字往来ノ下39-12	1121.00	4,484					
運用財産	土地								
	建物								
	土地								
	建物								
	土地								
	建物								
	土地								
	建物								

V その他

Ⅴ その他									平成 26 年4月1日現在		
情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果		
	インターネット その他方法	インターネット その他方法	インターネット その他方法	インターネット その他方法	インターネット その他方法	インターネット その他方法	公表していない	その他方法	その他方法		
	広報誌										
	新聞										
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表						
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書	事業活動収支計算書	公表方法(予定)	公表時期(予定)		
インターネット				公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)		
広報誌	○	○	○	公表予定あり	7～9月	公表予定あり	7～9月	公表予定あり	7～9月		
新聞											
外部監査	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度						
	費用(千円)	費用(千円)	費用(千円)	費用(千円)	費用(千円)						
	監査法人	○	○	○	○	327	○	1,228	○	1,228	
	税理士	0	0	0	0	0	○	0	○	0	
	その他										
指摘事項											
第三者評価	受審施設・事業所名		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度						
			費用(千円)	費用(千円)	費用(千円)						
	青森県社会福祉協議会・グループホームぽぷら		○	90	○	90	○	90			
	青森県社会福祉協議会・ケアプラザひばの里				○	90					
青森県社会福祉協議会・グループホームひばの里		○	90								
										平成 26 年3月31日現在	
準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他
		○	○								

平成 25 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	29,584
①事業活動収入	349,774
・介護報酬等の公費(※)	189,016
・利用者負担金(※)	25,013
・その他収入	135,743
②事業活動支出	320,189
・人件費支出	209,678
・事業費支出	29,723
・利用者負担軽減額	0
・その他支出	107,194
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 14,887
①施設整備等収入	0
・施設整備補助金等の公費	0
・その他収入	0
②施設整備等支出	14,887
(3)その他の活動資金収支差額	▲ 13,683
①その他の活動収入	15,318
②その他の活動支出	29,001
当期末資金収支差額	1,071
前期末支払資金残高	51,850
当期末支払資金残高	52,921

(※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	13,596
①サービス活動収益	360,193
②サービス活動費用	346,596
減価償却費	23,459
国庫補助金等特別積立金取崩額	0
その他サービス活動費用	323,137
(2)サービス活動外増減差額	▲ 1,216
①サービス活動外収益	27,964
②サービス活動外費用	29,180
(3)特別増減差額	▲ 450
①特別収益	0
②特別費用	450
当期活動増減差額	11,929
前期繰越活動増減差額	136,833
当期末繰越活動増減差額	148,763
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	13,318
その他の積立金積立額	22,318
次期繰越活動増減差額	139,763

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	446,441
①流動資産	73,092
②固定資産	373,349
(2)負債の部	446,441
①流動負債	20,170
②固定負債	89,852
(3)純資産の部	336,418
減価償却累計額	111,445

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の 積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
保育所繰越積立預金	人件費・修繕費・備品等購入	22,125					
保育所施設・設備整備積立預金		4,250					
人件費積立預金		4,000					
修繕費積立預金		11,000					
備品等購入積立預金		10,500					
施設・設備整備積立預金		46,838					

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

児童福祉	
第一種	乳児院
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	障害児入所施設
	情緒障害児短期治療施設
第二種	児童自立支援施設
	障害児通所支援事業
	障害児相談支援事業
	児童自立生活援助事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	小規模住居型児童養育事業
	助産施設
	保育所
	児童厚生施設
	児童家庭支援センター
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
	母子家庭等日常生活支援事業
	寡婦日常生活支援事業
	母子福祉施設

老人福祉	
第一種	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
第二種	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	老人介護支援センター

障害者福祉	
第一種	障害者支援施設
第二種	障害福祉サービス事業
	一般相談支援事業
	特定相談支援事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業
	手話通訳事業
	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業
	知的障害者の更生相談に応ずる事業

その他	
第一種	救護施設
	更生施設
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
	生計困難者に対して助葬を行う事業
	婦人保護施設
	授産施設
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
	共同募金を行う事業
第二種	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
	隣保事業
	福祉サービス利用援助事業
	他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
市町村社協	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
	社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
	社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
都道府県社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
	福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業
全社協	社会福祉を目的とする事業を営営する者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等
	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整